

資 料

アメリカ法判例研究 (19)

アメリカ最高裁研究会
(代表者 宮川 成雄)

I 自由と平等から導かれる同性結婚の権利
—— Obergefell v. Hodges, 135 S. Ct. 2584 (2015) ——

秋葉 丈志

II 裁判官選挙候補者の言論の自由と個人的寄付勧誘の禁止
—— Williams-Yulee v. Florida Bar, 135 S. Ct. 1656 (2015) ——

原口 佳誠

I 自由と平等から導かれる同性結婚の権利

—— Obergefell v. Hodges, 135 S. Ct. 2584 (2015) ——

1 事実

ミシガン、ケンタッキー、オハイオ、テネシーの各州では、州法により婚姻は男性と女性の間に限ると規定されている。上訴人は14組の同性カップル及び、同性のパートナーが死亡した2名の男性である。被上訴人は各州法を執行する責任を有する州当局者である。上訴人は各々居住する州の連邦地裁に提訴し、婚姻の権利の剥奪、ないしは他の州で合法的に成立した婚姻が自身の州で認められないことは、合衆国憲法修正14条に違反すると訴えた。各地裁は上訴人の主張を認容したが、被上訴人の控訴に対し、合衆国第6巡回区控訴裁は、各訴訟を併合した上で、各連邦地裁の判決を覆した。これを受けて上訴人が当裁判所に上訴したものである。

2 争点

(1) 合衆国憲法修正14条は、州が同性の者同士の婚姻を公認 (license) することを求めるか。

(2) 合衆国憲法修正14条は、州が、同性結婚を認めている他の州で公認され成立した婚姻を、州内でも有効と認める (recognize) ことを求めるか。

3 判決

Kennedy 裁判官による法廷意見 (Ginsburg, Breyer, Sotomayor, Kagan 各裁判官同調), Roberts 首席裁判官による反対意見 (Scalia, Thomas 各裁判官同調), Scalia 裁判官による反対意見 (Thomas 裁判官同調), Thomas 裁判官による反対意見 (Scalia 裁判官同調), Alito 裁判官による反対意見 (Scalia, Thomas 各裁判官同調)。

合衆国憲法修正14条は、州が同性の者同士の婚姻を公認すること、また、他の州で公認され成立した同性の者同士の婚姻を州内で有効と認めることを求める。

4 判決理由

〔Kennedy 裁判官による法廷意見〕

(1) 修正14条の適用

修正14条のデュープロセス条項の下では、いずれの州も「いかなる人からも法の適正な手続なしに、生命、自由、または財産を剥奪してはならない」。この条項によって守られる基本的な権利には、合衆国憲法の権利章典に列挙された権利のほとんどが含まれる。加えて、ここにいう自由の保障は、個人のアイデンティティや信条を決する親密な関係を巡る選択 (intimate choices) を含む、個人の尊厳と自立にとって中心的な選択を行う自由にも及ぶ。

当裁判所は長く、婚姻の権利は合衆国憲法によって保障されていると判断してきた。異なる人種間の婚姻の禁止を無効とした *Loving v. Virginia*⁽¹⁾ では、全裁判官一致で、婚姻は「自由な人間による幸福の追求のために不可欠な基本的な個人の権利の一つ」とした。当裁判所は、その後も様々な文脈で、婚姻の権利がデュープロセス条項の下で基本的な権利であることを確認している。

これらの判決の効力や判決理由が同性カップルにも適用できるかどうかを判断する上で、当裁判所は、婚姻の権利がなぜ長年の間保障されてきたのか、その基本的な理由を尊重しなければならない。以下に検討する4つの原理あるいは伝統に照らすと、合衆国憲法の下で婚姻が基本的な権利である理由は同じように同性カップルにも当てはまることが明らかである。

当裁判所の関連判例の第一の前提は、婚姻に関する個人の選択の権利は、自立した人格 (individual autonomy) の概念に内在するものであるというものである。避妊、家族間関係、子作り、子育てなどを巡る個人の選択の権利は、合衆国憲法によって守られているが、それと同様、婚姻を巡る選択も、最も個人的なことのひとつである。婚姻は、二人を強く結びつけることで、その二人に更なる自由、たとえば自己表現、親密さ、精神性の発露をもたらす性質のものである。そしてこれは、性的指向に関わらずすべての人に当てはまることである。

当裁判所の判例の第二の原理は、婚姻の権利が基本的であるのはそれが二人の人の結びつきを、これを約した人たちに対して、他にはないような形で支えるからということである。これは、憲法は婚姻したカップルが避妊具を使用する権利を保障しているとした *Griswold v. Connecticut* 判決⁽²⁾ の核心であった。

(1) 388 U.S. 1 (1967).

そして *Lawrence v. Texas* 判決⁽³⁾ で当裁判所が述べたように、同性カップルも異性カップル同様に親密な関係を持つ権利を有している。*Lawrence* 判決は、同性の者同士の親密性を犯罪行為とした法を無効とした。これによって刑事責任を問われることなく親密な関係を持つことができるという、個人の自由の一側面が確認されたが、自由はそこまでということではない。

婚姻の権利を保障する第三の根拠は、それが子どもや家族を守り、子育てや子作り、子どもの教育など関連する権利と合わせて有意義だからである。いくつかの州の法の下では、婚姻により子どもや家族に何らかの物質的な保障が与えられる。しかし婚姻はそれに留まらない深い意義を持つ。婚姻は、両親の関係に公的な認知と法的な枠組みを与えることで、子どもが「自らの家族の一体性と緊密性、また身近な社会や日常生活で接する他の家族と同様であるということ」⁽⁴⁾ ができる。婚姻はまた、子の最善の利益にとって重要な永続性と安定性を提供する。

同性カップルを婚姻から排除することは、婚姻の権利の核心的な根拠に抵触する。婚姻が提供する公的承認、安定性、将来への見通し (predictability) が得られない中で、子どもは自らの家族が何かしら劣ったものであるとのステイグマに苛まれることになる。子どもたちはまた、婚姻関係にない親に育てられることで、物質的な不利益を被り、自らに何の非もないに関わらず、より困難で不安定な家族生活に追込まれる。このように、ここで争われている州法は同性カップルの子どもたちを傷つけ、辱めるものである。

最後、第四に、当裁判所の判例及びわが国の伝統は、婚姻が社会秩序の礎であることを明らかにしている。それゆえ、カップルが互いを支えて行くことを誓うと同時に、社会もまた、そのカップルを支えていくことを誓い、これを表すために公的な認知と、二人を守り育むための物質的な利益を与えるのである。それぞれの州は、婚姻したカップルにどのような利益を提供するかについて、概ね自由に決めているが、いずれも歴史を通じて、婚姻を様々な公的権利 (governmental rights)、受益 (benefits)、義務の要件としてきた。この原理に関して、同性カップルと異性カップルの間に違いはない。にも拘わらず、婚姻制度から排除されることで、同性カップルは、各州が婚姻と関連付けた一連の

(2) 381 U.S. 479 (1965).

(3) 539 U.S. 558 (2003).

(4) *United States v. Windsor*, 133 S. Ct. 2675 (2013).

利益を得られないのである。政府が婚姻に様々な利益を関連付け、婚姻をそれだけ価値あるものにすればするほど、その地位から排除することは、ゲイやレズビアンがこうした重要な側面で不平等であることを強調する効果を持つことになる。

修正14条によって保障される自由の一環である同性カップルが婚姻する権利は、同条の法の平等保護の保障からも導かれる。デュープロセス条項と法の平等保護条項は、それぞれ独立した原理に基づくものの、深いつながりを持つ。自由に内在する権利と、法の平等保護によって保障される権利は、異なる志向を持ち常に重なるものではないが、時に一方が他方の意味や保障範囲に示唆を与えることがある。

Loving 判決で、当裁判所は異人種間結婚の禁止を、平等保護条項とデュープロセス条項の双方に基づいて無効とした。当裁判所はまず、この禁止は異人種間カップルを不平等に扱うものとして無効と宣言した。判決は「婚姻の自由を人種による区別のみで禁じることは、平等保護条項の核心的な意義に反する」とした。こうして平等保護条項と関連付けて、当裁判所はこの禁止が自由の核心にも抵触すると断じた。すなわち「こうした基本的な権利を、これらの法律が用いている人種による区別、すなわち修正14条の核心である平等の原理に真っ向から反するこの区別のような容認し難い理由により剥奪することは、間違いなく州のすべての市民の自由を法の適正な手続 (due process of law) なしに奪うものでもある」⁽⁵⁾とした。

Lawrence 判決で当裁判所は、ゲイやレズビアンの法的な扱いの文脈で、これら二つの憲法上の権利保障の密接な関連性を認めた。Lawrence 判決は、デュープロセス条項を中心とした判決内容だったが、それと同時に、ゲイやレズビアンの生活の中で生じる親密な関係を犯罪とみなす法によってもたらされる不平等の存在を認め、これを改めようとした。従って Lawrence 判決はゲイやレズビアンの権利を明らかにし、これを保障する上で、自由と平等の双方の原理に依拠し、州は「これらの者のプライベートな性行為を犯罪とすることで、その存在を貶め、その生き方を統制することはできない」⁽⁶⁾としたのである。

これと同様の論理は同性結婚にも当てはまる。ここに争われている法が、同性カップルの自由を妨げることは明らかであり、それらがまた、平等の核心的

(5) *Loving*, 388 U.S. at 12.

(6) *Lawrence*, 539 U.S. at 578.

な意味合いを侵害することも明らかである。ことに、ゲイやレズビアンとの関係が長い歴史を通じて否認されてきた文脈で、このように同性カップルの婚姻の権利を否定することは、重大で継続的な侵害をもたらす。このような法的障害をゲイやレズビアンに課すことは、これらの者を蔑み、従属的な地位に置くことになる。平等保護条項は、デュープロセス条項同様に、婚姻という基本的な権利を根拠なく侵害することを禁じている。

当裁判所は、同性カップルも婚姻という基本的な権利を行使できると判断する。この自由はこれ以上この者たちから剥奪されてはならない。上訴人が違憲と訴えた各州法は、同性カップルを異性カップルと同様の条件・効果のもとでの婚姻から排除する限り、無効である。

(2) 司法の役割について

合衆国憲法は、変化の最適のプロセスとして民主主義に期待している。しかしそれは基本的な権利を侵害しない限りにおいてである。個人の権利が侵害されたときには、合衆国憲法は、民主的な意思決定過程の一般的な価値に拘わらず、裁判所が救済することを求めている。個人は、権利の侵害を被ったとき、たとえ公衆が同調せず、立法府が動こうとしない場合でも、憲法の保護を受ける権利を主張できる。基本的な権利の存否は多数決に服するものではなく、いかなる選挙結果にも左右されない⁽⁷⁾。

Lawrence 判決で覆されることになる *Bowers v. Hardwick* 判決⁽⁸⁾ では、同性カップルの親密な関係を刑法犯とする法を、僅差のマジョリティの判断で合憲とした。そのアプローチは、ゲイやレズビアンを権利を考え始めたばかりの民主的なプロセスへの慎重な配慮と見ることもできたかもしれない。しかし結果として、*Bowers* 判決は、ゲイやレズビアンを基本的な権利を剥奪する州の行為を容認し、これらの者に痛みを与え辱めた。今回の同性カップルの訴えを退けることは同様の効果を持つであろうし、それは *Bowers* 判決が誤っていたのと同様、修正14条のもとで正当化できない。

(3) 他の州で公認された婚姻について

ある州では婚姻関係にあるのに、その有効な婚姻を他の州では否定されることは、家族間関係に関する法制の最も不可解で悩ましい混迷の一つである。現在の状況を放置しておくことは、不安定さと不確実さをもたらす。もし合衆国

(7) *West Virginia Board of Education v. Barnette*, 319 U.S. 624, 638 (1943).

(8) 478 U.S. 186 (1986).

憲法のもとで、州が同性カップルに対し婚姻を認めることが求められるのであれば、他の州で行われた同様の婚姻の効果を否定する理由も失われる。当裁判所は本判決により、同性カップルは婚姻する基本的な権利をすべての州で行使できると決した。従って当裁判所は、州が他の州で合法的に成立した婚姻の効果を拒む合法的な根拠はないと決せざるを得ないし、そう決する。

〔Roberts 首席裁判官の反対意見〕

合衆国憲法の下で、裁判官は法が何であるかという権限はあるが、それがどうあるべきかという権限はない。婚姻を同性カップルにも認めるべき政策的な議論に説得力があったとしても、これを認めなければならないとする法的な議論には説得力がない。婚姻する基本的な権利は、州に婚姻の定義を変えさせる権利を含むものではない。州が、人類の歴史を通じてあらゆる文化で維持されてきた婚姻の定義を維持することを決めることは到底非合理とは言えない。州の人民は、同性カップルに婚姻を認めることも、また歴史的な定義を維持することも、自ら決めるべきものである。多数意見は、合衆国憲法が人民に委ねた問いを、人民がまさにその問いについて活発な議論を展開している最中に取り上げ、自らのものとする。そして、価値中立的な憲法原理ではなく、自由が何であり、どうあるべきかについての自らの理解に基づいてその問いに答えようとする。

婚姻を男女間のものとする普遍的な定義は、歴史的な偶然の産物ではない。それは、安定した一生に渡る関係の中で子どもを育てることを約した父母の間に子どもが生まれるべきという、重要な要求に応えるために生じたものである。そして、婚姻したカップルに、敬われる地位と物質的な利益をもたらすことで、社会は、男女の間の性的行為が、婚姻関係の外よりは内において行われることを促すのである。この婚姻観こそアメリカ合衆国の歴史を通じて唯一通用してきたものである。

合衆国憲法そのものは婚姻について何も述べず、制定者たちは夫婦に関する家族関係の一切について州に立法を委ねた。そして、憲法制定時に、また、12年前まで、一貫してすべての州が、婚姻をこの伝統的な、生物学的な根拠によって定義してきたことについては争いがない。当裁判所の判例も繰り返し、この伝統的な意味合いと一致する形でのみ、婚姻について論じてきた。多数意見の言うように、婚姻についての考え方の一部は時代を経て変わってきた。しかしいずれの場合も、婚姻を男女の間の結合とする基本的な構造には変化をもた

らしてこなかった。

当裁判所は、デュープロセス条項が、ある種の自由に関しては、いかなる手続によっても州により剥奪し得ない、「実体的」要素（“substantive” component）も持つと解釈してきた⁽⁹⁾。しかし、選挙によって選ばれていない連邦裁判所の裁判官に、合衆国憲法に明示されていない権利のうちいずれが「基本的」であるかを決めさせて、その決定の下に州法を無効にすることを認めることは、裁判所の役割についての疑義を起さざるを得ない。それゆえに当裁判所の判例は、黙示的基本権（implied fundamental rights）を見出すに際して、裁判官が「極めて慎重な配慮を行う」ことを求めている。さもなければ、デュープロセス条項によって保障されている自由が、いつの間にか当裁判所の構成員の政策的好みの問題にすり替えられる恐れがあるからである⁽¹⁰⁾。

（筆者注：ここで、substantive due process の失敗事例としての *Dred Scott v. Sandford* 判決（19 How. 393（1857））や *Lochner v. New York* 判決（198 U.S. 45（1905））についての詳細な議論がある）

個人の志向を憲法上の指令に置き換えてしまった *Lochner* 判決のような間違いを避けるためにも、現代の実体的デュープロセス判例は、司法権の抑制（judicial restraint）の要請を強調してきた。我々の判例は、条文に明示されない基本権は「わが国の歴史と伝統に客観的に、深く根ざしているものであり」「秩序ある自由の概念に内在的で、それなしでは自由も正義も保障され得ない」ものであることを求めている。多数意見による実体的デュープロセスの強引な拡張（aggressive application）は、数十年來の判例から離れ、当裁判所を、*Lochner* 時代の無原則なアプローチに戻すものである。

デュープロセス条項に基づく議論に加え、上訴人は平等保護条項も、州が同性結婚を公認し、他の州の同性結婚を認めることを求めると主張する。多数意見のポイントは、平等保護条項とデュープロセス条項には相互作用（synergy）があり、一方に依拠する判例の一部は、同時に他方にも依拠しているということのようである。しかし多数意見のこの部分からは、我々が通常平等保護条項に基づく判決に用いる枠組みに類するものが一切欠如している。今日、合衆国最高裁が平等保護条項に基づく訴えに対応する際、裁判官は、目的と手段を審査する手法を用い、政府が用いている分類が、その目的に十分に関連している

(9) *Reno v. Flores*, 507 U.S. 292, 302 (1993).

(10) *Washington v. Glucksberg*, 521 U.S. 702, 720 (1997).

かどうかを審査するということは、基本教材にも出てくるドクトリン (casebook doctrine) である。

いずれにしても、ここに争われている婚姻法は、平等保護条項に違反しない。なぜなら異性と同性のカップルを区別することは、婚姻という伝統的な制度を維持するという州の正当な利益 (legitimate state interest) に、合理的に関連している (rationally related) からである。

〔Scalia, Thomas, Alito 各裁判官の反対意見〕

(筆者注：各裁判官とも概ね Roberts 首席裁判官の反対意見が提示した論点の一部について、自身の見解を付加する反対意見を執筆しているが、紙幅の都合で割愛する。なお、それぞれの特徴として、Scalia 裁判官の反対意見は法廷意見が司法の役割を逸脱していること、また法廷意見の論理展開が大ざっぱで、法的な緻密さを欠くことを批判する。Thomas 裁判官の反対意見は、法廷意見の実体的デュープロセスの解釈を問題視し、デュープロセス条項における「自由」は政府の介入からの自由を中心に、限定的に解釈されるべきとの主張を展開する。Alito 裁判官の反対意見は、この問題は連邦制の下で、州と人民に決定が委ねられるべきであるとして、裁判所による権限の濫用、憲法解釈のあり方の歪みを批判する。)

5 判例研究

2003年に同性愛行為に対する刑事罰が合衆国最高裁により違憲とされ、同じ年にマサチューセッツ州最高裁が同州において、州憲法の下で同性結婚の権利を認めて以来、同性結婚を認めるべきか否かは、各州において、また連邦レベルで、議会・裁判所を巻き込み激しく争われてきた。

本判決の前段階として、2013年に合衆国最高裁は、州が同性結婚を認めても連邦法のうえでは婚姻関係を認めず、連邦法上、夫婦に与えられる諸権利から同性カップルを排除した「婚姻防衛法 (Defense of Marriage Act, DOMA)」を違憲としている⁽¹¹⁾。この時点では、同性結婚を認めるか否かはなお各州の決すべき事項であり、州法がこれを認めなかった場合に合衆国憲法に違反するか

(11) United States v. Windsor, 133 S. Ct. 2675 (2013). 秋葉丈志「婚姻防衛法違憲判決：州の主権と人権拡張の新展開」比較法学48巻2号85-95頁 (2014) 参照。

どうかは決していなかった。

当判決は、この問いに答えたものである。州による同性結婚の否定が合衆国憲法修正14条に違反するとし、全米すべての州で、同性結婚が認められなければならない結果を導いた。その際、同性カップルが訴えの根拠としてきたデュープロセス条項（婚姻の自由ないしプライバシーの権利）並びに平等保護条項（同性カップルと異性カップルの平等な扱い）のいずれによっても、この結論が導かれるとした。特に平等保護条項の適用は、婚姻に関する権利に留まらないので、今後、同性カップルと異性カップルに異なる扱いをするあらゆる法や政策に憲法上の疑義を生じさせる可能性もある。

このようにゲイ・レズビアンの権利の観点からは歴史的な判決であるが、憲法解釈、憲法訴訟のあり方として、慎重な検討を要する点も多い。

まず、憲法解釈のあり方として、デュープロセス条項、および平等保護条項の適用の仕方がともに恣意的なものとの批判に耐え得るか、疑問を残す。デュープロセス条項の適用に当たり、多数意見は、「異性カップルに婚姻を認める意義が同性カップルにも認め得るか否か」を判断の枠組みとし、婚姻制度の意義として4つの点を見出し、そのいずれについても、異性カップルと同性カップルを区別する理由がないとした。それゆえに、修正14条のデュープロセス条項に内包される婚姻の権利を同性カップルから剥奪する理由はないと結論付けた。これは憲法判断の手法として妥当なのか。また婚姻制度の意義を多数意見が抽出した4つの点に絞ることはできるのか、それは裁判官に適した任務なのかという点に議論があろう。

また、法廷意見は、デュープロセス条項によって保障される基本的な権利を、平等保護条項で疑義が生じる不当な差別分類で剥奪すべきでないという考えを強調しており、マイノリティの権利に対して高い感度を示している。たしかに、差別感情がある場合により権利が剥奪されやすいのであるし、権利の剥奪が差別を再強化することにもなる。自由と平等の関連性を認知したことは、その姿勢として、マイノリティの権利保障のうえで有意義な出発点である。

しかし、Roberts 首席裁判官の反対意見も指摘するように、平等保護条項の運用について法廷意見は、具体的な基準やその適用手法の議論を展開していない。従って、今後、裁判所がこの判決に依拠しようとしたときに、裁判官の直感以外に指針が得られない可能性もある。

憲法訴訟のあり方について、本判決は深い課題を残している。過去に合衆国最高裁が、社会を二分する論争的な判決を下した代表的事例として、公立学校

の人種分離を違憲と断じた *Brown v. Board of Education* 判決⁽¹²⁾がある。この判決はその後州レベルで多くの抵抗を生み、いまなお現実の人種分離は根強く、判決の効果が繰り返して問われている。それでも最高裁判決自体は、当時の Warren 首席裁判官の異例のリーダーシップもあり、9 対 0 の裁判官全員一致の判決であったし、その後、連邦議会、また大統領もこの判決の趣旨を後押しする行動を取っている。これに対して当判決は、5 対 4 でリベラル派と保守派の裁判官が割れた僅差の判決で、保守派政治家の反発も、州・連邦レベルを問わず強い。Brown 判決は、少なくとも原理・原則のレベルで最高裁判官の全員一致を見たが、当判決では、司法の役割、憲法解釈のあり方、そして同性婚そのものへの評価のあらゆるレベルで、リベラル派と保守派が深く割れていると言わざるを得ない。

当判決を巡る本質的な争いは、合衆国最高裁がプライバシー権を合衆国憲法上の権利として見出して、避妊具の使用や妊娠中絶の権利を認め始めて以来の、「価値中立的な憲法原理」を「価値観 (morality) を巡る争い」にどう適用するか争いと言える。反対意見は、法廷意見が、三権分立や連邦制などの憲法原理を軽視し、婚姻は同性カップルにも認められるべきとの価値観に誘導されて、権利を恣意的に導き出す憲法解釈を行っていると批判する。しかし、反対意見もその根底において、同性婚そのものへの忌避感情、婚姻や子育ては当然男女の間で行われるべきものであるとの思い入れがあることが否めない。それゆえ法廷意見、反対意見とも、法的な議論を離れ、過剰なまでの感情的・感情的な表現が多いのも当判決の特徴である。

マイノリティの権利を十全に保障しつつ、憲法のあり方についていかにして国民的な合意を形成していくべきか、本判決は多くの示唆と課題を提示するものである。

(秋葉丈志)

(12) 347 U.S. 483 (1954).